

# 北九州市災害時石綿飛散防止マニュアル

令和6年3月

北九州市アスベスト対策連絡会議



# 北九州市災害時石綿飛散防止マニュアルの概要

## 【1. 総則】(本編1頁～)

- 市内における**災害時の石綿飛散防止対策**について、国の「災害時マニュアル」を踏まえ、**基本的な実施事項及び実施体制**を定めるとともに、関係部署が連携し迅速な対応を図り、**より一層の市民の安全・安心を確保**する。
- 「北九州市地域防災計画」及び「北九州市災害廃棄物処理計画」と**整合・連携**を図りつつ、**災害の規模・種類・被害の程度などの状況に応じて、適切かつ柔軟に対応**する。

<時間軸>

## 【2. 平常時における準備】(本編4頁～)

市有施設所管課 建築都市局 環境局 等

- 石綿使用建築物等の把握
  - ・市有施設及び民間建築物等の石綿使用状況の把握、関係課への共有 など
- 災害時の石綿飛散・ばく露防止に係る注意喚起
  - ・注意喚起の内容、周知方法の整備 など
- 応急対応に必要な資機材の確保
  - ・初動時の防じんマスク、応急措置に必要なロープ及び養生用シートの確保 など

平常時

発災

## 【3. 災害発生時の応急対応】(本編6頁～)

環境局 危機管理室 保健福祉局 等

- 初動対応者や市民等への注意喚起
  - ・チラシ配布、ホームページ掲載 など
- 石綿露出状況等の把握
  - ・倒壊損壊情報の共有、市民通報、アスベストアナライザーを活用した調査 など
- 石綿の飛散・ばく露防止の応急対応
  - ・所有者等へ指導、所有者不明時の応急措置 など

## 【5. 立入検査及び環境モニタリング】(本編15頁～)

環境局

- 事業者等への飛散防止に関する周知
  - ・周知内容、周知方法の整備 など

初動・  
応急時

## 【4. 解体等工事における石綿の飛散防止等】(本編10頁～)

公費解体発注部署 工事受注者等 環境局 等

- 調査・計画・届出
  - ・解体等工事の事前調査、作業届出 など
- 解体等工事における石綿の飛散防止
  - ・養生など飛散防止措置、廃棄物の搬出 など
- 仮置場の石綿含有廃棄物の一時保管
  - ・受入れ基準、受入れ時の検査 など
- 収集・運搬・処分
  - ・廃石綿等及び石綿含有廃棄物の適正処理 など

- 解体等工事現場への立入検査
  - ・解体等工事の把握、立入体制、検査方法 など

- 環境モニタリング
  - ・大気中のアスベスト濃度測定 など

復旧・  
復興時



# 目次

1.	総則	1
1.1.	背景及び目的	1
1.2.	本マニュアルの位置づけ	1
1.3.	対象災害	1
1.4.	対象建築物等	1
1.5.	対象石綿	2
1.6.	時期区分	3
1.7.	北九州市アスベスト対策連絡会議の役割	4
2.	平常時における準備	5
2.1.	石綿使用建築物等の把握	5
2.2.	災害時の石綿飛散・ばく露防止に係る注意喚起の内容及び周知方法	6
2.3.	応急対応に必要な資機材の確保	6
3.	災害発生時の応急対応	8
3.1.	初動対応者等への注意喚起	8
3.2.	石綿露出状況等の把握	8
3.3.	石綿の飛散・ばく露防止の応急措置	11
4.	解体等工事における石綿の飛散防止等	12
4.1.	事前調査・作業計画・実施届出	12
4.2.	解体等工事における石綿の飛散防止	14
4.3.	仮置場における石綿含有廃棄物の一時保管	15
4.4.	収集・運搬・処分	17
5.	立入検査及び環境モニタリング	18
5.1.	解体等工事における石綿飛散防止に関する周知内容及び周知方法	18
5.2.	立入検査	18
5.3.	環境モニタリング	19
6.	その他	20

参考資料



## 1. 総則

### 1.1. 背景及び目的

石綿（アスベスト）に関しては、平常時での建築物の解体等の際に発生する石綿の飛散のほか、地震や豪雨による災害時には、石綿含有建築材料を使用した建築物等の倒壊・損壊に伴う外部への露出による石綿の飛散・ばく露のおそれが指摘されている。

国では、東日本大震災及び熊本地震の経験や大気汚染防止法の改正などを踏まえ、平成 29 年 9 月及び令和 5 年 4 月に、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（以下『災害時マニュアル（第 3 版）』という。）を順次改訂しており、従来の内容から、石綿使用状況の把握などの「平常時における準備」などが追加され、平常時から関係部署と連携して情報を共有・整理するとともに、災害時の迅速な対応に向け、石綿飛散防止対策に係る実施事項及び実施体制をマニュアル等に定めておくことが望ましいとされた。

本マニュアルは、市内における災害時の石綿飛散防止対策について基本的な実施事項等を定めるとともに、平常時から関係部署が連携して迅速な対応を図ることで、より一層の市民の安全・安心の確保を目的とする。

### 1.2. 本マニュアルの位置づけ

- ✓ 国の『災害時マニュアル（第 3 版）』の内容を踏まえ、市内における災害時の石綿飛散防止対策について、「平常時」を含めた時期区分ごとの基本的な実施事項及び実施体制を定める。
- ✓ 実際の運用に当たっては、「北九州市地域防災計画」及び「北九州市災害廃棄物処理計画（令和元年 6 月策定）」と整合・連携を図りつつ、災害の規模・種類・被害の程度などの状況に応じて適切かつ柔軟に対応するものとする。

### 1.3. 対象災害

- ✓ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定される「暴風」、「竜巻」、「豪雨」、「豪雪」、「洪水」、「崖崩れ」、「土石流」、「高潮」、「地震」、「津波」、「噴火」、「地滑り」等とする。

### 1.4. 対象建築物等

- ✓ 建築物及び工作物とする。
- ✓ 「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものをいう。


- ✓ 「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架台、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

#### 1.5. 対象石綿

- ✓ 対象とする石綿は、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトの6種類とする。



- ✓ 対象とする石綿含有建材の種類は、下表のとおりとする。

石綿含有建材の種類	飛散性※
吹付け石綿	高  低
石綿含有保温材等	
石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材	

※飛散の程度は、解体時にはその工法等により、又、建材の損傷劣化等の状況により左右される。

出典：災害時マニュアル（第3版）

○石綿含有建材の例

- ・吹付け石綿（レベル1建材）



鉄骨耐火被覆材



天井断熱材

- ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル2建材）



配管エルボの保温材



煙突用断熱材

- ・石綿含有成形板等（レベル3建材）



スレート波板



ビニル床タイル

出典：目で見えるアスベスト建材（第2版）国土交通省

### 1.6. 時期区分

- ✓ 本マニュアルにおける災害時の「時期区分」及び「石綿飛散の要因」は、環境省『災害廃棄物対策指針（改訂版）』に示す時期区分及び『災害時マニュアル（第3版）』の内容を踏まえ、下表のとおりとする。

時期区分	時間経過	石綿飛散の要因	本マニュアルでの対応	
平常時	—	—	2. 平常時における準備	
災 害 発 生				
初動対応	～数日 (目安)	建築物等の倒壊・損壊	3. 災害発生時の 応急対応 (3.1.)	5. 立入 検査 及び 環境 モニ タリ ング
応急対応	～3カ月 (目安)	吹付け石綿等の露出	3. 災害発生時の 応急対応 (3.2. 及び3.3.)	
復旧・ 復興	3カ月～ (目安)	被災建築物の解体・撤去、補修 建築物の解体で発生した廃棄物の処理	4. 解体等工事 における石綿の飛散 防止等	

### 1.7. 北九州市アスベスト対策連絡会議の役割

- ✓ 本市では、石綿対策を円滑に推進していくため、平成元年より、保健福祉局、環境局及び建築都市局の関係部署で構成される「北九州市アスベスト対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置し、関係部署間の情報共有を行い、石綿対策に関する市内の連携強化及び統一的な対応を行っている。
- ✓ 災害時の石綿飛散防止対策は、関係部署が連携して対応することが重要であり、連絡会議を活用して、平常時の準備を含めた情報共有及び課題の整理・解決に向けた検討を行う。

## 2. 平常時における準備

### 2.1. 石綿使用建築物等の把握

#### 2.1.1. 石綿使用建築物の把握の必要性及び対象

- ✓ 『災害時マニュアル（第3版）』において、災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するためには、平常時から建築物等における石綿使用状況を把握しておくことが必要とされている。
- ✓ 同マニュアルに基づく把握の対象は、建築物等の倒壊・損壊により露出した場合に、飛散するおそれのある「吹付け石綿（レベル1建材）」が最も優先とされ、また、「石綿含有保温材等（レベル2建材）」のうち、「煙突断熱材」についても、吹付け石綿と同様に優先的把握の対象とされている。「その他のレベル2建材」については、可能な限り把握することとされており、加えて、「石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等（レベル3建材）」は、建築物等の改造・補修時に行った事前調査結果（※）の内容を整理しておく等、可能な範囲で把握の対象とすることが望ましいとされている。

※令和5年10月より、建築物の解体等工事における事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等の資格者が実施することが義務付けられた

#### 2.1.2. 市有施設における吹付け石綿等の使用状況の把握及び情報整理

- ✓ 市有施設所管課は、関係各省が実施する石綿含有建材の使用実態調査（以下「国調査」という。）などを通じて、各施設における石綿使用状況を把握し、国調査回答取りまとめ課及び建築都市局施設保全課は、その情報を整理する。

【市有施設所管課】  
【国調査回答取りまとめ課】  
【建築都市局施設保全課】

##### ○国調査とは

石綿含有建材の使用実態を的確に把握するため、平成17年度の「アスベスト問題への当面の対応」を受け、学校施設、病院、社会福祉施設等及び地方公共団体所有施設等については、関係各省において石綿含有建材の使用実態調査が行われ、その結果に基づき、「アスベスト問題に係る総合対策」に沿って、除去等の進捗状況のフォローアップ調査が行われている。

##### ○市有施設に係る調査の取りまとめ課

- ・吹付け石綿（レベル1建材）

実施主体	対象	取りまとめ課
市独自	すべての市有施設	建築都市局施設保全課

- ・石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2建材）

実施主体	対象	国調査回答取りまとめ課
文部科学省	学校施設等	教育委員会施設課
厚生労働省	病院	保健福祉局地域医療課
厚生労働省	社会福祉施設等	保健福祉局総務課
総務省	上記を除く市有施設	企画調整局企画課

### 2.1.3. 民間建築物における吹付け石綿等の使用実態調査及びアスベスト調査台帳の整備

- ✓ 建築都市局建築指導課は、民間建築物における「吹付け石綿」及び「石綿含有吹付けロックウール」の使用実態を把握するために建築物の所有者へのアンケート調査を実施した。
- ✓ アンケート調査により把握した情報は、アスベスト調査台帳としてデータベース化し、未対応物件については、GISにも反映する。

【建築都市局建築指導課】

### 2.1.4. 石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等（レベル3建材）に関する、事前調査結果の内容整理

- ✓ 環境局環境監視課は、事業者から報告を受けた事前調査結果を定期的に整理し、市内における石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等（レベル3建材）の使用状況を把握する。

【環境局環境監視課】

### 2.1.5 市有施設及び民間建築物における吹付け石綿等の使用状況の情報共有

- ✓ 国調査回答取りまとめ課及び建築都市局施設保全課は、市有施設における石綿使用状況を環境局環境監視課へ情報提供する。
- ✓ 建築都市局建築指導課は、民間建築物におけるアスベスト調査台帳等を危機管理室危機管理課及び環境局環境監視課へ情報共有する。
- ✓ 環境局環境監視課は、災害時における市有施設及び民間建築物の早急な応急対応に向けて、国調査などの実施結果を連絡会議にて情報共有する。

【国調査回答取りまとめ課】

【建築都市局施設保全課】  
(環境局環境監視課)

【建築都市局建築指導課】  
(危機管理室危機管理課)  
(環境局環境監視課)

【環境局環境監視課】

### 2.2. 災害時の石綿飛散・ばく露防止に係る注意喚起の内容及び周知方法

- ✓ 環境局環境監視課は、災害時の石綿飛散・ばく露防止に係る注意喚起の内容を整理する。
- ✓ 災害時の注意喚起は、市民・ボランティア（以下「市民等」という。）及び初動対応部署（消防局、建築都市局など）に対し、チラシの配布及び市ホームページへの掲載により行うこととする。

【環境局環境監視課】  
<チラシ①(参-1、2)>

### 2.3. 応急対応に必要な資機材の確保

- ✓ 環境局環境監視課は、石綿のばく露防止対策として防じんマスク・防護服を備蓄することとし、初動対応部署においても、防じんマスクの備蓄に努めることとする。

【環境局環境監視課】  
【初動対応部署】

【環境局環境監視課】

- ✓ 環境局環境監視課は、石綿露出状況の確認調査及び応急措置に必要な資機材（ロープ、養生用シートなど）を確保する。

○推奨される防じんマスク

粒子捕集効率が95%以上である防じんマスクが望ましい。

試験粒子 種類	S (固体)	L (液体)	区分 (粒子捕集効率)	使用場面例
R (取替え式) D (使い捨て式)	RS3 DS3	RL3 DL3	区分 3 (99.9%以上)	石綿の飛散のおそれがある建築物への立入など
R (取替え式) D (使い捨て式)	RS2 DS2	RL2 DL2	区分 2 (95.0%以上)	建築物の周辺での作業など
R (取替え式) D (使い捨て式)	RS1 DS1	RL1 DL1	区分 1 (80.0%以上)	通常の掃除など

出典：災害時マニュアル（第3版）をもとに市が作成

### 3. 災害発生時の応急対応

#### 3.1. 初動対応者等への注意喚起

##### 3.1.1. 初動対応者への注意喚起

- ✓ 環境局環境監視課は、初動対応部署に対し、石綿の施工箇所や特徴、吸引・ばく露の危険性について 2.2.で整理した内容を、イントラネットへの掲載やチラシの配布などにより注意喚起を行い、適切なばく露防止対策について周知する。

【環境局環境監視課】  
(初動対応部署)  
<チラシ①(参-1、2)>

##### 3.1.2. 市民等への注意喚起

- ✓ 環境局環境監視課は、市民等（避難所やボランティアセンター）に対し、避難所への掲示、チラシの配布及び市ホームページへの掲載により石綿ばく露防止に係る注意喚起を行う。

【環境局環境監視課】  
(避難所)  
(ボランティアセンター)

#### 3.2. 石綿露出状況等の把握

##### 3.2.1. 建築物等の倒壊・損壊の情報整理及び情報共有

- ✓ 初動対応部署は、把握した市内の被災状況を、危機管理室危機管理課が管理する「総合防災情報システム」に入力し、同システムを用いて建築物等の倒壊・損壊の情報を整理する。
- ✓ 危機管理室危機管理課は、建築物等の倒壊・損壊の情報について同システムを通じて、環境局環境監視課へ情報共有する。

【初動対応部署】

【危機管理室危機管理課】

##### 3.2.2. 建築物等に関する情報

- ✓ 環境局環境監視課は、吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等の推定のため、建築確認台帳などの情報提供を受ける。

【環境局環境監視課】  
(建築都市局建築審査課)

##### 3.2.3. 市有施設の倒壊・損壊状況の確認要請

- ✓ 環境局環境監視課は、国調査回答取りまとめ課及び建築都市局施設保全課を通じて、国調査で吹付け石綿等の使用が確認されている市有施設（未調査分を含む。）所管課に対し、石綿の露出状況の確認を要請する。
- ✓ 市有施設所管課は、石綿の露出状況の確認結果を環境局環境監視課に共有する。
- ✓ 環境局環境監視課は、イントラネットを活用し、市有施設所管課に対し、石綿の露出状況の確認の徹底について注意喚起を行う。

【環境局環境監視課】  
【市有施設所管課】  
(国調査回答取りまとめ課)  
(建築都市局施設保全課)

### 3.2.4. 市民等からの石綿露出等に係る通報の受付

- ✓ 環境局環境監視課は、市民等から石綿の露出に係る情報を受付ける。

【環境局環境監視課】

○石綿の露出に関する相談窓口  
北九州市環境局環境監視課（電話：582-2290）

- ✓ 保健福祉局医務薬務課及び各区保健福祉課は、市民等からの石綿による健康被害に関する相談に対応する。うち、石綿の露出に係る情報がある場合は、送付票（様式①）を用いて FAX 又はメールにて環境局環境監視課へ報告する。

【保健福祉局医務薬務課】

【各区保健福祉課】

（保健福祉局保健衛生課）

（環境局環境監視課）

<送付票（様式①）：参-3>

### 3.2.5. 確認調査及びその方法

- ✓ 環境局環境監視課は、「総合防災情報システム」、「建築確認台帳」及び平常時より情報提供を受けている「アスベスト調査台帳等」などの情報をもとに、石綿露出状況の確認調査の対象とする建築物等を抽出する。
- ✓ 確認調査の方法は、「現地調査」又は「所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対するヒアリング」とする。
- ✓ アスベスト調査台帳等に記載されている建築物等に被災が確認された場合や市民等から通報があった建築物等については、全件現地調査を行う。なお、現地調査の際は、防じんマスク、必要に応じて防護服を着用する。

【環境局環境監視課】

○現地調査の体制

- ・1班2名の3班体制
- ・各班の担当区は、次のとおりとする。  
第1班 門司区、小倉北区、小倉南区  
第2班 小倉北区、戸畑区  
第3班 若松区、八幡東区、八幡西区
- ※福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月福岡県）の被害想定等を踏まえたものであるが、被災状況に応じて、適宜調整するものとする。

#### ○現地調査の優先順位

優先度	高	低
地域・場所	人が集まる場所	比較的人が少ない場所
施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育園、学校</li> <li>・避難場所、仮設住宅、近隣の施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設、駅等</li> <li>・商業施設</li> <li>・歩行者の多い歩道等に面した施設</li> </ul>
建築物等の被災状況	・倒壊した建物の多い地域	・倒壊した建物の少ない地域
石綿含有建材使用の可能性	（可能性高） <ul style="list-style-type: none"> <li>・露出の通報等があった施設</li> <li>・囲い込み等の履歴のある施設</li> </ul>	（可能性低） <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認台帳から推定した施設</li> <li>・防災地域及び準防災地域の建築物</li> <li>・アスベスト調査台帳で特定した施設</li> </ul>
石綿含有建材の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有吹付け材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有保温材等</li> <li>・その他の石綿含有建材等</li> </ul>

出典：災害時マニュアル（第3版）

- ✓ 現地調査では、携帯型アスベストアナライザーを活用し、建材中の石綿含有の有無を簡易に短時間で確認する。

○携帯型アスベストアナライザーによる判定

オンサイトで石綿の含有が確認できる携帯型アスベストアナライザー（マイクロフェーザー）が市販されている。この装置は、石綿の含有の有無を簡易に短時間で確認することができるため、被災現場での応急対応時の石綿確認に有用である。

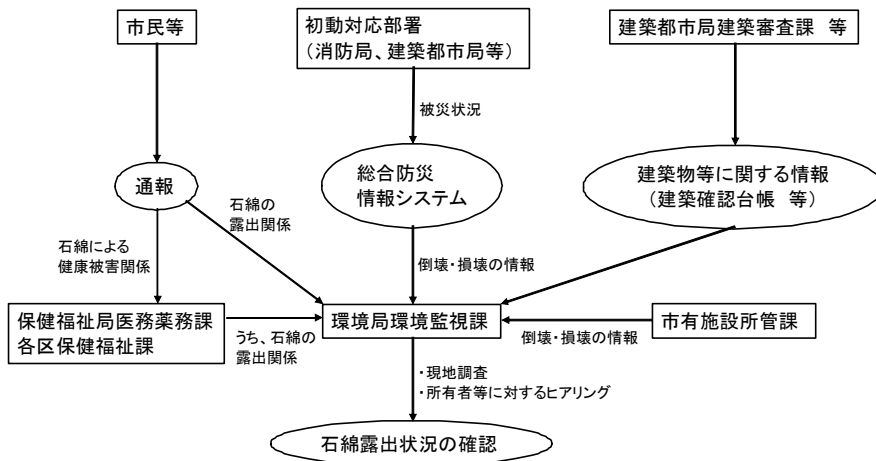
ただし、石綿含有率が1～2%以上（アンソフィライトのみ2%以上）の場合しか検知できないため、当該含有率未満の場合には留意が必要であり、石綿含有無しの証明には適用できない。



出典：災害時マニュアル（第3版）

- ✓ 環境局環境監視課は、確認調査の結果、露出した吹付け石綿等を確認した場合は、その情報を「総合防災情報システム」に入力し、初動対応者等への注意喚起を図る。

○連絡体制図





### 3.3. 石綿の飛散・ばく露防止の応急措置

#### 3.3.1. 所有者等による応急措置

- ✓ 建築物等の所有者等は、石綿の飛散のおそれのある箇所について、石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を行う。 【建築物等の所有者等】

○応急措置

種類		措置	
1.	飛散防止	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2.		散水・薬液散布	水・薬液等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3.	ばく露防止	立入禁止	散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐ為、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする。

出典：災害時マニュアル（第3版）

#### 3.3.2. 所有者等に対する応急措置の助言・指導

- ✓ 環境局環境監視課は、建築物等の所有者等からの石綿の飛散防止の応急措置に係る相談に対応し、適切な応急措置について助言する。 【環境局環境監視課】  
（建築物等の所有者等）
- ✓ 環境局環境監視課は、3.2.5.の現地調査において露出した吹付け石綿等を確認した場合は、建築物等の所有者等に対し、石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を指導する。

#### 3.3.3. 所有者等が所在不明の場合の対応

- ✓ 環境局環境監視課は、所有者等が所在不明や遠方に避難しているなどの事情により、所有者等による応急の飛散・ばく露防止措置が困難な場合であって、緊急の対応が必要と判断される場合には、関係部署と連携を図りながら周辺の立入禁止などの応急措置を行う。 【環境局環境監視課】

## 4. 解体等工事における石綿の飛散防止等

### 4.1. 事前調査・作業計画・実施届出

#### 4.1.1. 被災家屋の解体等工事（公費解体）

- ✓ 「北九州市災害廃棄物処理計画」において、被災家屋の解体撤去は、原則として所有者等が実施するものであるが、国の方針や災害規模、被災状況などを勘案し、「公費解体」が実施される場合があるとされている。その場合、被災家屋の解体等工事の発注は、市（以下「公費解体発注部署」という。）が行う。
- ✓ 環境局環境監視課は、公費解体発注部署に対し、石綿飛散防止措置が適切に実施されるよう、公費解体の発注仕様書に反映すべき石綿含有建材の事前調査や飛散防止措置などについて助言する。

【公費解体発注部署】

【環境局環境監視課】  
（公費解体発注部署）

#### 4.1.2. 解体等工事の事前調査の実施・揭示

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、事前に「吹付け石綿（レベル1建材）」、「石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2建材）」、「石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等（レベル3建材）」の使用の有無について調査を実施する。
- ✓ 立入を行う前に、設計図書などにより石綿の有無を確認する。
- ✓ 次に、建物内部への立入可否の判断を行い、「立入可」又は「補強により立入可」の場合は、平常時と同様に目視調査による判断を実施する。
- ✓ 設計図書など及び目視調査による確認において、石綿の有無が明らかにならなかった場合は、必要に応じて分析調査を実施する。
- ✓ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、特定工事が終了した日から3年間保存する。
- ✓ 事前調査の報告対象となる解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときには、遅滞なく当該調査の結果を北九州市長に報告しなければならない。

【工事受注者又は自主施工者】

<チラシ②（参-4）>

#### ○事前調査結果の報告対象となる工事

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ・工作物<sup>※</sup>を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。

#### ※報告の対象となる工作物（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

- ✓ 解体等工事に先立ち、事前調査の結果について、「大気汚染防止法」に定められた事項を工事の場所において確実に掲示する。

<チラシ②(参-4)>

#### 4.1.3. 解体等工事の作業計画の作成

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、事前調査結果により、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、安全管理体制、作業の方法及び順序、石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法などを踏まえた作業計画を定める。
- ✓ 「立入不可」の場合は「注意解体」とし、作業計画に「石綿飛散防止措置（養生シート、薬液散布など）」及び「解体中の事前調査計画」を盛り込む。

【工事受注者又は自主施工者】

○注意解体（災害時マニュアル（第3版）より）  
倒壊等により人が立ち入ることが危険な状態のため、目視調査などが実施できない場合は、石綿含有建材が存在するとみなして、養生シート、薬液散布などの飛散防止対策を講じた上で解体を行うこと。  
なお、吹付け石綿等が使用されている可能性の少ない木造家屋の「注意解体」では、石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等（レベル3建材）が使用されている建築物とみなして散水等の飛散防止措置を講じた上解体する

#### 4.1.4. 解体等工事に関する協議・届出

- ✓ 解体等工事の発注者（公費解体発注部署を含む。以下同じ。）又は自主施工者は、特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等が「立入不可」の場合、「注意解体」に先立ち、環境局環境監視課と事前に協議を行う。
- ✓ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）の届出（建築都市局建築指導課所管）が必要な解体等工事の発注者又は自主施工者は、同届出に先立ち、環境局環境監視課にて大気汚染防止法に基づく事前調査の実施状況などの確認を受ける。

【工事発注者又は自主施工者】  
(公費解体発注部署)  
(環境局環境監視課)

(建築都市局建築指導課)

○建設リサイクル法の届出が必要な解体等工事

- ・ 80m<sup>2</sup>以上の解体工事（木造を含む総て）
- ・ 解体を伴う 500m<sup>2</sup>以上の増築工事
- ・ 建築物の修繕・模様替等工事（1億円以上）等

- ✓ 解体等工事の発注者又は自主施工者は、事前調査により、吹付け石綿や、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されていた場合は、環境局環境監視課に「大気汚染防止法」に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う。

- ✓ 環境局環境監視課は、発注者又は自主施工者から提出された同届出の内容について、「作業基準」に適合するものであるか審査し、必要な指導・助言を行う。

【環境局環境監視課】

○大気汚染防止法の規定に基づく届出（平常時と同様）

工事発注者又は自主施工者は、事前調査の結果、届出対象特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業）に該当することとなった場合には、作業開始日の14日前までに作業の方法等について、北九州市長に所定の事項を届け出る必要がある（ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない）。

（届出書及び添付書類）

特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の4）
付近見取図（広域の地図等）
作業の対象となる建築物等の配置図または平面図 （作業の実施期間や作業方法等の事項を表示した掲示板の設置箇所を記入すること）
作業の対象となる建築物等の見取図 （主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入すること）
作業場の隔離状況、前室の設置状況、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置等を示す見取図
集じん・排気装置の排気風量計算書 （1時間あたりの換気回数の計算書）
工程表（足場仮設、養生、除去等作業、片付け清掃など、工程別の詳細がわかるもの）
受注者から発注者への事前調査結果説明書面の写し （説明を行った年月日がわかるもの）
特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び資格を示すものの写し
処理を委託する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者の業の許可証の写し

## 4.2. 解体等工事における石綿の飛散防止

### 4.2.1. 被災区分に応じた石綿飛散防止措置の実施

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、「立入可」又は「補強により立入可」の場合は、石綿除去後に解体等を実施する。
- ✓ 特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等が「立入不可」の場合、「注意解体」とし、石綿飛散防止措置（養生シート、薬液散布など）を講じる。

【工事受注者又は自主施工者】

### 4.2.2. 解体等工事現場での石綿含有廃棄物等の保管・搬出

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、廃石綿等は速やかに中間

【工事受注者又は自主施工者】

処理施設・最終処分場に直接搬出する。

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、石綿含有廃棄物が搬出されるまでの間、当該廃棄物の保管基準に従って、石綿が飛散しないように保管する。

○廃棄物の区分（廃棄物処理法施行令等）

- ・ 廃石綿等  
特定粉じん排出等作業により除去された主に次に掲げるもの  
①吹付け石綿（レベル1 建材）  
②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル2 建材）
- ・ 石綿含有廃棄物  
廃石綿等以外のものであって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの（石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等（レベル3 建材））

○保管基準（廃棄物処理法施行規則）

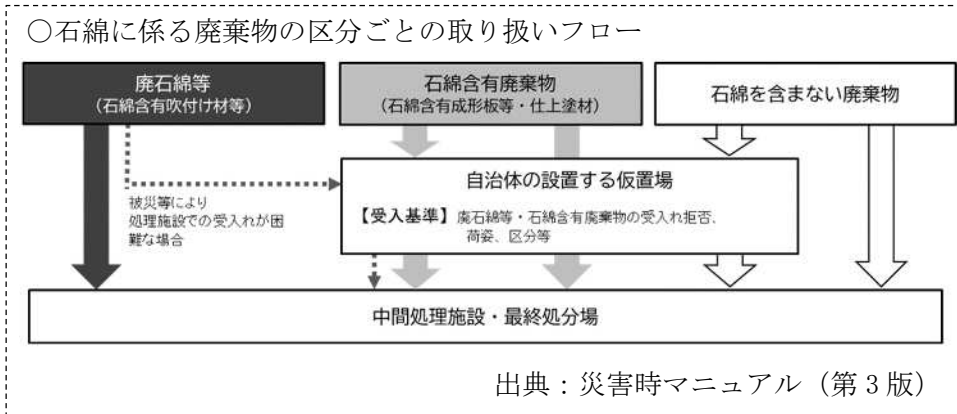
- ・ 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、石綿含有産業廃棄物の保管場所であること、積み上げ高さ、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示した縦横 60cm 以上の掲示板を設けること。なお、囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとする。
- ・ 飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。
- ・ 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた高さが次の高さを超えないようにすること。  
① 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下。  
② 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm の線以下、2m 以上の内側は勾配 50%以下。
- ・ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・ 他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講じること。
- ・ 飛散を防止するため、運搬されるまでの間、覆いを設け、こん包するなど必要な措置を講ずる。

#### 4.3. 仮置場における石綿含有廃棄物の一時保管

- ✓ 「北九州市災害廃棄物処理計画」において、被災家屋の速やかな解体・撤去、処理・処分などを行うため、「仮置場」を設置するとされている。
- ✓ 仮置場を設置する部署は、石綿含有廃棄物の受入れ基準を定め、解体等事業者や市民等に周知する。
- ✓ 受入れの際に検査を実施し、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認し、区分して適切に保管する。

【仮置場を設置する部署】  
(解体等事業者等)

- ✓ 廃石綿等については、原則として仮置場への受入れは行わず、中間処理施設又は最終処分場に直接搬出するよう事業者を指導する。



#### 4.4. 収集・運搬・処分

##### 4.4.1. 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の収集・運搬

- ✓ 収集・運搬を行う者は、特別管理産業廃棄物及び石綿含有廃棄物の処理基準に従って収集・運搬を行う。

【収集・運搬を行う者】

○処理基準（廃棄物処理法施行令等）

【廃石綿等】

- ・廃石綿等が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ・収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・廃石綿等の収集・運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ・廃石綿等がその他の物と混合するおそれがないように、他の物と区分して収集し又は運搬すること。
- ・廃石綿等は、積替えを行わず処分施設に直送することを原則とする。

【石綿含有廃棄物】

- ・石綿含有廃棄物の変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷降ろしを行うこと。
- ・他の廃棄物と混ざらないよう運搬車両に中仕切を設ける等の措置を講ずること。
- ・飛散防止措置としてシート掛け、袋詰め等の措置を講ずること。
- ・運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講ずること。
- ・積載物が石綿含有廃棄物であることを視認できる箇所に表示すること。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、収集運搬を行う者からの相談に対し、必要な指導・助言を行う。

【環境局産業廃棄物対策課】

##### 4.4.2. 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処分

- ✓ 中間処理・最終処分を行う者は、廃石綿等や石綿含有廃棄物の中間処理・最終処分に当たっては、平常時と同様の体制で関係法令や通知、技術上の基準などに従い適切に処理する。

【中間処理・最終処分を行う者】

○処理基準（廃棄物処理法施行令等）

【廃石綿等・石綿含有廃棄物】

- ・中間処理は、熔融施設を用いて熔融する方法又は無害化処理の方法により行うものとする。
- ・最終処分は、埋立処分により行うこととし、都道府県知事又は廃棄物処理法の政令市の市長に許可を受けた最終処分場で行う。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、中間処分・最終処分を行う者からの相談に対し、必要な指導・助言を行う。

【環境局産業廃棄物対策課】

## 5. 立入検査及び環境モニタリング

### 5.1. 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知内容及び周知方法

- ✓ 環境局環境監視課は、解体等工事における石綿飛散防止に関する内容を整理する。
- ✓ 周知の方法は、業界団体などを通じて事前に整理した内容（チラシ）を解体業者、建設・土木業者などへ送付するとともに、市ホームページへ掲載する。また、必要に応じて説明会を開催し、周知を図る。

【環境局環境監視課】  
(業界団体・解体業者等)  
<チラシ②(参-4)>  
<チラシ③(参-5)>

### 5.2. 立入検査

#### 5.2.1. 解体等工事の情報の把握及び整理

- ✓ 環境局環境監視課は、公費解体発注部署や仮置場を設置する部署などから公費解体発注リスト、仮置場への搬入業者リスト及び建設リサイクル法届出の情報を収集することにより、解体工事の場所や工事の情報を把握し、整理する。

【環境局環境監視課】  
(公費解体発注部署)  
(仮置場を設置する部署)

#### 5.2.2. 立入検査及びその方法

- ✓ 環境局環境監視課は、4.1.4.において大気汚染防止法に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届出）が行われた現場について、届出どおり作業基準を遵守し、石綿除去作業が適切に実施されているか確認するため、原則として全件立入検査を実施する。
- ✓ 環境局環境監視課は、4.1.4.において建設リサイクル法の届出に先立ち、大気汚染防止法に基づく事前調査の実施状況などの確認を行った現場について、下記のいずれかの項目に該当する建築物に対し、適切に事前調査が行われているか確認するため、原則として全件立入検査を実施する。

【環境局環境監視課】

【環境局環境監視課】

○事前調査実施状況確認の対象

- ア 鉄骨造（S造）の建築物であり、事前調査で吹付け石綿など届出対象特定建築材料の使用がないと報告された現場  
※ただし、平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したものは除く
- イ 石綿含有仕上塗材又はけい酸カルシウム板第1種の使用があり、作業場の隔離養生が必要な現場

※その他、市が必要と判断した建築物も立入検査対象とする。



- ✓ 環境局環境監視課は、5.2.1.で整理した解体等工事の情報から3.2.2.で共有を受けた建築確認台帳などをもとに建築物等の構造・建築年より特定建築材料が使用されている可能性の高い現場を抽出し、適切に事前調査が行われているか確認するため、適宜、立入検査を実施する。

【環境局環境監視課】  
<立入検査報告書(参-6)>

○立入検査の体制

- ・1班2名の3班体制
- ・各班の担当区は、次のとおりとする。  
第1班 門司区、小倉北区、小倉南区  
第2班 小倉北区、戸畑区  
第3班 若松区、八幡東区、八幡西区
- ※福岡県地震に関する防災アセスメント調査(平成24年3月福岡県)の被害想定等を踏まえたものであるが、被災状況に応じて、適宜調整するものとする。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、市内の産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に対し、石綿含有廃棄物などが適切に処理されているか確認するため、適宜、立入検査を実施する。

【環境局産業廃棄物対策課】

### 5.3. 環境モニタリング

- ✓ 環境局環境監視課は、「北九州市地域防災計画」に基づき、建築物等の被災による倒壊・損壊、被災建築物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴う石綿飛散による市民等への健康被害等二次災害を防止するため、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを実施する。

【環境局環境監視課】

○モニタリングの実施体制

- (1) 試料採取  
1班2名の3班体制  
第1班 門司区、小倉北区、小倉南区  
第2班 小倉北区、戸畑区  
第3班 若松区、八幡東区、八幡西区
- (2) 試料分析  
外部委託等にて行う。

- ✓ 測定地点の選定にあたっては、建築物等の被災状況、災害廃棄物の保管状況などに応じて定めるものとする。

○選定例

- ① 平常時に実施している一般大気中のアスベスト濃度測定地点
- ② 避難所周辺等
- ③ 倒壊・損壊した建築物等の多い地域
- ④ 解体等工事現場
- ⑤ 災害廃棄物仮置場

- ✓ 環境局環境監視課は、得られたモニタリング結果を速やかに市ホームページにて公表するとともに、平常時の一般環境の濃度レベルよりも高いアスベスト濃度が検出された場合は、事業者に対し、解体等工事を中断し、原因調査及び石綿飛散防止措置を講じる必要がある旨を指導する。

【環境局環境監視課】  
(解体業者等)

## 6. その他

- ✓ 本マニュアルについては、より実効性の高いものとするため、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、連絡会議などを通じて、内容の確認を行い、適宜、必要な見直しを行うものとする。
- ✓ また、組織改正などの軽易な変更は、連絡会議の庶務である環境局環境監視課にて行うものとする。
- ✓ なお、令和4年6月に、九州・山口9県とアスベスト調査専門家団体（2団体）が、災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定を締結した。これにより、災害の被災県が当該団体に対して、被災建築物等のアスベスト調査の実施を要請可能となった。  
（本市は福岡県を通じて要請を行うこととなる）

【環境局環境監視課】



## 参考資料

## 災害時のアスベスト飛散防止対策について

年 月 日  
北九州市環境局

災害発生時に初動対応にあたる際には、建物の倒壊等によりアスベスト含有建材が露出している可能性があるため、以下の事項を参考に、アスベストの暴露防止に留意してください。

なお、吹付けアスベストなどが露出している状況を確認した場合は、北九州市環境局環境監視課（電話：093-582-2290）にご連絡ください。

### 1. 鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物について、

- ① 建築年が平成7年（1995年）以前の建築物は、1%以上（昭和50年（1975年）以前は5%以上）のアスベストを含有する吹付け材が使われている可能性があるため、外観からの目視により飛散性アスベストの露出の有無を特に確認する。

※ ただし、平成7年以後の建築物であっても、0.1～1%のアスベストを含有している可能性がある。また、木造建築物であっても、飛散性アスベストを使用している可能性があるため、留意が必要。

- ② 断熱材や配管の保温材等についても、アスベストを含有するものが使用されていることがあるので、破損等の有無を確認する。

#### 【アスベスト使用要注意箇所】

鉄骨造	鉄骨の耐火被覆（鉄骨全面に施工）
鉄骨造及び鉄筋コンクリート造	機械室、ボイラー室、空調機室、電気室等（石綿含有吹き付けの施工）
建築設備	空調機・温水等の配管（保温材）、煙突等のライニング

- ③ その他アスベスト含有建材（成形板等）についても、建材の破損等により石綿が飛散するおそれがあることから、注意が必要。

### 2. 被災建築物の立入りについては、応急危険度判定の情報等を確認して対応にあたる。

### 3. 作業にあたっては、呼吸用保護具（防じんマスク）を着用する。

4. アスベストが飛散するおそれがある状況が確認された場合は、以下の応急措置を講じる。

- ・ビニールシート等での養生により、飛散防止を図る
- ・散水・薬剤等の散布を行い、湿潤化・固形化等の措置を行う
- ・養生・散水等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐため、ロープ等によって立ち入り禁止とする。

【アスベスト含有建材の例】



鉄骨造の梁・柱の耐火被覆



機械室の壁・天井の断熱



煙突の断熱材



保温材（配管等）



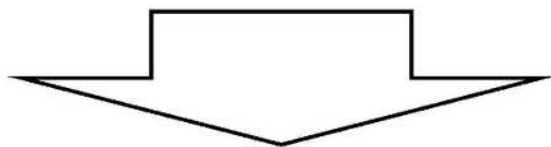
天井のスレート板

問合せ先  
北九州市環境局環境監視課 石綿騒音係  
電話：093-582-2290

## 災害時における石綿の露出(※)に関する送付票

※建築物の天井等に使用されている石綿含有吹付け材などが、災害による建築物の損壊で、外気に触れる状態になったり、天井等から脱落し周囲に散乱したりすること。露出すると、風等の影響により石綿が飛散するおそれがある。

受付日	年 月 日 時 分			
受付者	部署	<input type="checkbox"/> 保健福祉局医務薬務課 <input type="checkbox"/> 門司・若松・戸畑・小倉北・小倉南・八幡東・八幡西 区役所保健福祉課 <input type="checkbox"/> その他( )		
	氏名		電話番号	( )
通報者	氏名		<input type="checkbox"/> 匿名希望	
	電話番号	( )	結果報告	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
通報内容	場所	門司・若松・戸畑・小倉北・小倉南・八幡東・八幡西 区  (番地等が不明確な場合は周辺の目印: )		
	内容	<input type="checkbox"/> 建物に石綿が使用されているのではないかと。 ⇒【対象物】 雨風にさらされているか。 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 石綿のようなものが路上に散乱している。 <input type="checkbox"/> その他( )		
(備考)				



送付先	環境局環境監視課 石綿騒音係 行		
	<input type="checkbox"/> FAX	: (093)582-2196	電話:(093)582-2290
	<input type="checkbox"/> E-mail	: kan-kanshi@city.kitakyushu.lg.jp	



令和5年10月版

## 大気汚染防止法が改正され、令和3年4月から石綿(アスベスト)飛散防止策が強化されました。

### 規制対象の拡大

規制の対象に、新たに「**石綿含有成形板等(レベル3建材)**」が追加されました。レベル3建材の除去については**作業実施届出は不要**ですが、**作業基準を遵守する必要があります**。



- 切断や破砕等をせず、**手ばらし等で原形のまま取り外してください**。
  - 手ばらし等が技術上著しく困難なときに限り、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
- なお、けい酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺の養生も必要です。

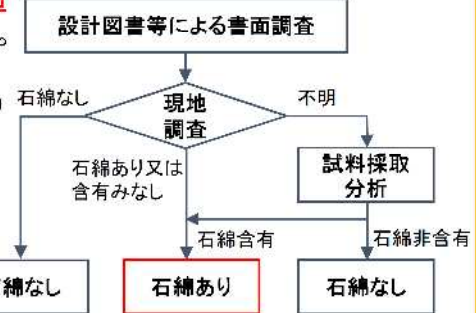
### 事前調査の実施

- 建築物等の解体・改造・補修工事を行う際は、**石綿含有建材の使用の有無を調査**する必要があります。また、**事前調査の方法が法定化**されました。

(右図の手順参照)

- 令和4年4月からは、**事前調査結果を北九州市へ電子報告する必要があります**。

- 令和5年10月からは、**事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者が実施する必要があります**。(令和5年10月1日着工の工事から対象)



### 石綿含有建材の使用箇所の例

<戸建て住宅>



- 1 石綿含有窯業系サイディング  
石綿含有建材複合金属系サイディング
- 2 石綿セメント円筒
- 3 石綿含有住宅屋根用化粧スレート  
石綿含有ルーフィング
- 4 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 5 石綿含有せっこうボード
- 6 石綿含有壁紙
- 7 石綿含有ビニル床タイル
- 8 石綿含有ビニル床シート



1 石綿含有窯業系サイディング 7 石綿含有ビニル床タイル

出典: 目で見えるアスベスト建材(第2版 平成20年3月国土交通省)

©ていたん&ブラックていたん,北九州市



# 解体・改造・補修工事の流れ



●詳細は以下のホームページをご覧ください。  
 < 環境省 > 改正大気汚染防止法について [https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)  
 < 北九州市 > 大気汚染防止法の一部改正について(アスベスト関係)【令和3年4月1日より順次施行】  
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/00600397.html> <わしくは> [北九州市 アスベスト](#) 検索

**【問合せ先】北九州市 環境局 環境監視課(石綿騒音係)**  
 TEL 093-582-2290 (北九州市小倉北区内1-1北九州市役所本庁舎10階)

## 解体作業におけるアスベスト対策

アスベスト含有成形板等のレベル3建材は多くの一般家屋にも使用されています。解体に際しては、作業員や周辺住民の健康被害を防止するために、適切な対策が必要です。

法律等で定められた以下の事項を守り、安全な作業をお願いします。

### 解体作業に入る前の遵守事項

- 事前調査結果を掲示しておくこと（レベル3建材の使用箇所を明記）。  
※作業員および周辺住民に周知するために必要です。
- 適切な作業を行い、アスベストによる作業員の健康被害を防止するために、次の事項を示した作業計画を作成し、作業員に周知すること。
  - ・作業の方法、手順
  - ・アスベスト粉じんの発生を防止、または抑制する方法
  - ・作業員へのアスベスト粉じんのばく露を防止する方法
- レベル3建材撤去作業で使用する防じんマスク（RL-3）、湿潤化のための機器や手ばらし作業のための工具類を準備すること。

### レベル3建材の撤去作業時の遵守事項

- 石綿作業主任者技能講習修了者の中から石綿作業主任者を選任すること。
- 全ての作業員が石綿取扱作業員特別教育を受講していること。
- 作業員は防じんマスク（RL-3）を必ず着用すること。
- 湿潤化（薬液等の噴霧）し、可能な限り手ばらしにより撤去すること。
- アスベスト含有廃棄物として、適切に分別、保管、搬出すること。

### アスベストによる健康被害

- アスベストばく露後、15～40年程度経過後に肺がんや中皮腫等を発症する可能性があります。
- アスベストが原因の中皮腫により、年間1000人以上の方が死亡されています。
- 阪神・淡路大震災では災害復旧作業に従事した作業員が中皮腫で亡くなり、労災認定された方がいます。

#### 【問合せ先】

- ✓ 作業員のアスベストばく露防止に関すること → 下記管轄の労働基準監督署
  - ・八幡東区、八幡西区、戸畑区、若松区：北九州西労働基準監督署（電話：622-6550）
  - ・小倉北区、小倉南区：北九州東労働基準監督署（電話：561-0881）
  - ・門司区：北九州東労働基準監督署門司支署（電話：381-5361）
- ✓ 解体作業現場からのアスベスト飛散防止に関すること → 北九州市環境局環境監視課  
(電話：582-2290)

# 立入検査報告書

月 日	担当者 石綿騒音 係	係長	課長
--------	---------------	----	----

## 立入検査報告書 (建築物解体工事等に係る石綿含有建材の事前確認)

工事 名称	建り <input type="text"/> - <input type="text"/>		工事 場所	<input type="radio"/> 門司区 <input type="radio"/> 小倉南区 <input type="radio"/> 八幡東区 <input type="radio"/> 若松区 <input type="radio"/> 小倉北区 <input type="radio"/> 戸畑区 <input type="radio"/> 八幡西区		
				住所		
施工 業者	発注者		請負者			
	発注者名 連絡先		事業者名 連絡先			
検査 情報	立入年月日		立入時間	～		
	立会者	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請 <input type="checkbox"/> その他	立入者	<input type="radio"/> 東部 <input type="radio"/> 西部	立入人数	
	築年数	年	階数	階	設計図書	
					○有 ○無	事前調査の揭示 ○有 ○無 ○予定 ( )
判断合	<input type="radio"/> 問題なし <input type="radio"/> 経過観察 <input type="radio"/> 要再度立入			<small>※石綿含有建材を2層以上取り出し、アスベストアナライザーを使用する必要がある 設計図書が2010年度以降</small>		
検査 項目	1. 建材使用の有無 (日視や設計図書)		2. 石綿含有の有無 (設計図書や業者ヒアリング)		3. アスベストアナライザー結果 (確認方法が日視の場合は必須)	
	【吹き付け材】 (レベル1)		【石綿含有】	【確認方法】	【石綿含有】	【アナライザー結果】
	天井		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	壁		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	鉄骨		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	柱		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	はり		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	エレベーターシャフト		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	その他:		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	その他:		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
	【耐火被覆材】 (レベル2)		【石綿含有】	【確認方法】	【石綿含有】	【アナライザー結果】
	柱		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
はり		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
壁		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
その他:		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
【断熱材、保温材】 (レベル2)		【石綿含有】	【確認方法】	【石綿含有】	【アナライザー結果】	
煙突		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
屋根用断熱材		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
配管		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
プラント		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
その他:		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
特記事項	(石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板等(レベル3)の使用等について)					